北浦村報

第11号

発行所
北浦村大字山田
北浦村役場

発行人
真家襄之

印刷所
石崎印刷株式会社
電話（鉾田）一四八番

◎今月（六月）は村民税第一期の納期納期限内に完納いたしましょう二十八日、三十日の二日間各公民館で出張徴収いたします。

北浦村議会だより

昭和三十三年第三回議会臨時会は四月二十二日北浦村議場において開催され左の議案が付議された。

議案第二七号　北浦村税条例の一部を改正する条例について（原案可決）

選挙第三号　選挙管理委員一人選挙について

（当選人　山田高柳千知）

議案第二九号　一武田財産區の財産全部を北浦村普通財産として別紙武田財産区管理会の同意書により取得するものとする。

（原案可決　別紙省略）

第四回議会臨時会は四月二十八日開かれ左の議案が付議された。

選挙第四号

北浦村選挙管理委員一人選挙について

（当選人　小幡　梶山勇）

議案第三〇号

武田財産区管理会条例の廃止について

（原案可決）

第五回議会臨時会は五月十六日開かれ左の議案が付議された。

議案第三一号　中学校敷地の取得について

（原案可決）

議案第三二号　北浦村立津澄、要、武田中学校の廃止について（原案可決）.

議案第三三号　北浦村立北浦中学校（仮称）設置について（原案可決）

議案第三四号　北浦村立北浦中学校分教室設置について（原案可決）

議案第三五号　北浦村中学校建設工事計画について

（原案可決）

第六回議会臨時会は六月二日開かれ左の議案が付議された。

議案第三六号　昭和三十三年度北浦村歳入歳出追加更正予算の議決について

（原案可決）

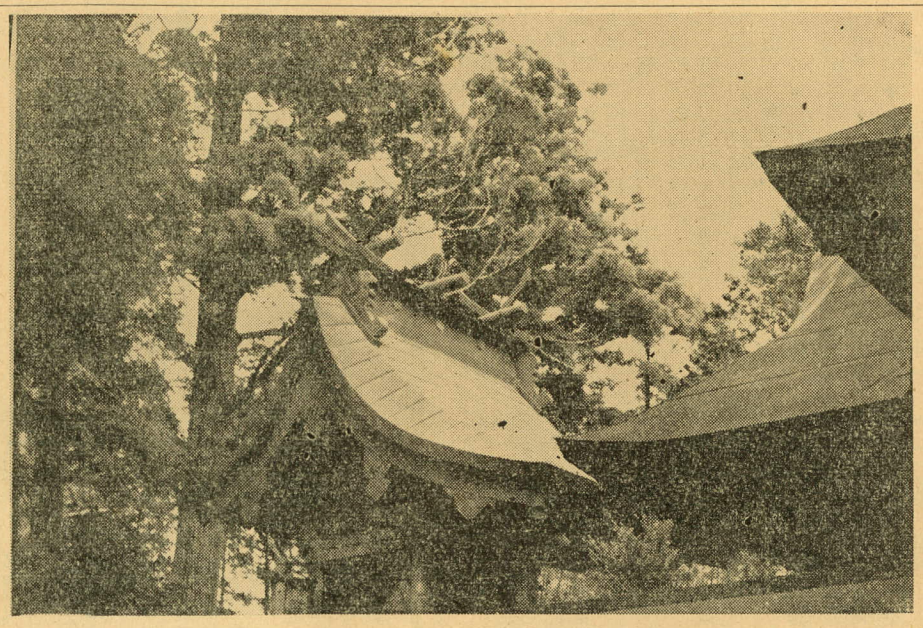

社神荷稲沼蘇化（景百茨城）

北浦中学校の誕生

過日皆様にお知らせ申上げましたように津澄、要、武田の三中学校が廃止され六月一日より北浦中学校が設置されました。この事につきまして

◎真家村長談

ご承知の様に北浦村は去る昭和三十年四月一日に誕生いたしたのですが、それ以来、村の有志をはじめ村民各位の絶大なる協力により、支所の廃止、国民保険の実施、道路の整備等、最も緊要にしてしかも国策の線に沿い、実態に即応した大事業が、着々と行われその実を挙げつゝあることは全くご同慶の至りです。

さらに今般は村民の皆様のもり上がる力により「適正規模の立派な中学校を」と言う念願のもとに、三中学校が統合され。愈々北浦中学校として発足を見ることが出来ましたことは、誠に慶賀の極みであり、町村合併の意義もこの事によつて画龍点睛されたと言うべきでありましょう。

それにつきましても昨秋以来今日に至るまで、教育委員諸氏の真剣なる討議、村議会議員各位の建設的にして強力なる推進、中学校敷地関係者の皆様の心からなる協調、又旧武田地区の方々が特別財産である旧武田村有林を進んで村に移管下された事等。他方やはり同じ教育愛の立場から意見を異にし、二校案を主張し一校案反対である一部の方々も、より〳〵大局的見地より一校統合の意義を了解されつつあるご立派な態度等。総べては全く「愛村」の二字より出発された協力であり。理解ある態度であつて、本当に村長として感謝の外ありません。

さて、統合中学校は一応設置されたとは言うものゝ、新校舎にて清新な勉学が行われると言う段階に至つたわけでなく。ご覧の通り当分は三つの分教室にて運営されるのですから、名実共に統合中学校として整備されその機能を発揮するまでには暫らくかゝる事と思います。その間、幾多の苦労があることゝ察せられますが。直接教育の任に当られる教職員の皆様にも、陰に陽にご援助下さる村民各位にも、「新しい村づくりは教育の振興から——それには先づ中学校教育の充実を」のモットーのもとに、今一層の皆様方のご協力をお願い致します

◎勢司教育長談

「六月一日より北浦中学校が発足致しました。新校舎落成まで、事務室は北浦村役場内におき、生徒は既報の如く従前通り分教室にて勉強致すことになりました。

新中学校の教職員の陣容は

校長として荒張坦氏

教頭として赤塚政雄氏

津澄分教室主任松田義文氏

要分教室主任　池田四郎氏

武田分教室主任　塙正隆氏

以上のような先生を中心に其の他は四月当初とほとんどかわりございません。右のような態勢で荒張校長以下、適正規模による理想的なる学校運営への希望に燃えて頑張つておりますので、PTAの皆様始め村民の方々の今後も相変らざるご援助を下さることをお願いいたします。尚、要中学校長であつた五十野正臣先生は手賀中学校長にご栄転されました。

（北浦村教委事務局）

自轉車荷車税の廃止

自転車荷車税は自転車および荷車の所有の事実に担税力を見出して課する物件税であるが同時に道路損傷負担金的性格をあわせ有する税であるしかしながら社会経済の発展と最近における自動車利用の普及に伴い本税は著しく零細な大衆課税化するに至りまた道路損傷負担金的性格も名目的なものにしか過ぎなくなつている。今回市町村たばこ消費税の税率の引上げによつて代り財源を得　三十三年度から自轉車荷車税は廃止になつた。

自転車荷車税を廃止しその課税客体のうち原動機付自転車については存置しそれに道府県税たる自動車税の課税客体のうち軽自動車および二輪の小型自動車に対する課税を市町村に移譲し原動機付自転車とあわせて　市町村税として軽自動車税が創設された。

軽自動車税は名称は新しいがその実質は原動機付自転車に対する自転車荷車税と軽自動車および二輪の小型自動車に対する自動車税とを統合したものでありその概要は次のとおりである。

課税対象

転自動車税の課税客体は原動機付自転車と軽自動車および二輪の小型自動車である。

課税団体

軽自動車税の課税団体は軽自動車などの主たる定置場所在の市町村

納税義務者

軽自動車税の納税義務者は軽自動車などの所有である、ただ現行自動車税と同様に軽自動車等売買があつた場合において売主が所有権を留保しているときは、その軽自動車等は売主および買主の共有物とみなし両者が連滞納付義務を負うことになる。

税率

軽自動車税の税率については従来の税率と同様でる。

一、原動機付自転車

イ五〇cc以下のもの　年額　五〇〇円

ロ五〇ccをこえ九〇cc以下のもの　年額　八〇〇円

ハ九〇cc以上一二五cc以下のもの年額一〇〇〇円

二、軽自動車　年額　一五〇〇円

三、二輪の小型自動車　年額　二五〇〇円

賦課期日と納期

軽自動車税の賦課期日は四月一日であり納期は五月十一日より五月三十一日まで

月割課税

自転車荷車税については月割課税の制度のみ設けられ月割還付の定はなかつたが軽自動車税については賦課期日後に納税義務が発生した者にはその発生した月の翌月から賦課期日後に納税義務が消滅した者にはその消滅した日までそれぞれ月割をもつて軽自動車税を課することになる。

右に述べたほか納税者の手続は従来とほとんど同様であるなお二輪の小型自動車については普通自動車と同様陸運局長が車体検査を行うものとされているが継続検査を受ける場合には軽自動車税の滞納がないことを証する市町村長の証明を必要とする。

自衛官募集

○採用予定人員

二等陸士　一〇、〇〇〇名

二等海士　三〇〇名　増加すること

二等空士　五〇〇名　とがある。

○応募資格

一八才以上二五才未満の者

新制中学卒業程度の学力を有する者

○採用時期

昭和三三年六月以降

〃　七月以降

〃　八月以降

○試験

新制中学卒業程度のもので筆記試験（国語、数学、社会）、口述試験及び身体検査で一日

○任用期間

二等陸士は二年、二等海士、二等空士は三年を任用期間として任用されます。ただし、任用期間満了後も引続き任用を志願する者は改めて選考のうえ継続任用されます。

○自衛官の階級及び昇任

自衛官の階級は陸海空将から三等陸海空士まで一五階級に分れそのうち二士から一曹までの昇任に必要な期間を示すと

二士——一士——士長——三曹——二曹——一曹——三尉

六月　六月　一年　一年　二年　三年

○給与（月額）

初任給は約六、一五〇円です。

（地方課）

お知らせ

所得税の減額承認申請について

凍霜害等被害農家が予定納税基準額により七月予定申告をする場合には六月中に税務署長に対し減額承認の申請をすれば被害の度合に応じて減額した申告が認められますので直接税務署へご相談下さい

北浦村区長会

北浦村区長会は五月三日改選をし次のとおりきまつた

区長会長　繁昌区長　真家泰雄

副会長　行戸区長　前田良雄

〃　両宿区長　岡部忠男

幹事　小幡南区長　郡司久虎

〃　三和区長　森崎一

〃　吉川区長　方波見忠一

常任幹事　書記　小島先吉

〃　中根区長　塚原荘助

〃　山田才一区長　高柳崇

〃　山田才二区長　高柳文男

〃　山田才三区長　原目忠治

〃　山田才四区長　高野光

〃　小幡北区長　泉石橋昇

〃　北高岡区長　栗又政栄

〃　南高岡区長　栗斉藤義

〃　内宿区長　郡司淳

〃　成田区長　栗俣多昌

〃　長野江区長　塙廸重

〃　次木区長　松本淳哉

〃　小貫区長

国民健康保険の諸手続について

国民健康保険については皆様のご理解ある協力により順調な歩みを続けて居りますがいまだ発足日浅く色々な手続が植付、收穫とさぞ農家の皆さんにはお忙しいことで御苦労様です。

この忙しさをねらつて犯罪は多発の傾向です、既に行方郡下に米穀類の盗犯が激増して居り警察では只今農繁期防犯運動に全機能を発揮して運動展開中です、皆さんもお疲れの処もう一度家庭の防犯対策を振返つて見て下さい。

防犯は心のしまり　戸の締り

犯人はあなたの「スキ」をねらつてる

戸締りはよいか寝る前もう一度

よい子の留守番「カギ」より安全

盗られて泣くより笑顔で防犯

山田巡査駐在所
小幡巡査駐在所
両宿巡査駐在所

農繁期の防犯運動

されておりませんので事務処理上にも大へん困つていますので常に必要な二、三の点を申し上げますから是非届出を励行して下さるようお願い致します

◎異動があつた場合の手続について

出生、死亡、転入、転出等によつて異動を生じた場合は条例の定めるところにより十日以内に役場に届出なければなりません。

この手続を怠ると医師にかかる場合あるいは保険税の賦課の場合等色々面倒になりますから必ず届出をして下さい。

◎助産費、哺育手当、葬祭費等支給手続について

被保険者が出産した場合助産費が支給されます。また出産後六ケ月間哺育手当として赤ちやんの哺育費が支給されます、被保険者が死亡した場合は葬祭費が支給されます。

何れも関係書類を添付の上役場に手続をして支給を受けるのです。

◎協定外の医師の診療を受ける場合の手続について

診療を受けられる医師は原則として本村に於て協定した医師、歯科医師に限りますがいろいろの事情によつて協定してない医師に診療を受ける場合があります、こんな時は一応診療費を全額支払つて頂き所定の申請書を提出して現金の支給を受けることになります、これを療養費といいますがこの場合は協定した医師と全様内容を審査されましてその決定額の半額支給といふことになり皆さんの実際支払つた額の半額ではありません。

協定外の医師にかゝる場合は事前に保険者の承認を受ける必要がありますので必ず手続をとつて下さい。

◎入院、看護、移送等の手続について

被保険者が入院した場合は入院届を、看護移送の給付を受けようとするときは申請書を提出して保険者の承認を受けることになつています。

◎届出、申請等の用紙は役場にあります

その外おわかりにならない事がありましたら役場の係までお出で下さい。（国保係）

農地法の解説

◎農地の貸借について

前号で農地法の前半についてごくかんたんに解説いたしましたが、本号では現在農家の皆さんが一番関係している問題について解説いたします。

それは皆さんの一番大切な農地の貸したり借りたりすることについて農地法の規定はどうなつているでしようか。

先ず農地を貸借するときは必ず農業委員会の許可が必要です。許可を受けないと法律の保護を受けられません、逆に法律違反者として処罰されることになります。

許可を受けるには農業委員会に備えてある許可申請書（無料交付）に記入して提出すればよいのです。

許可を受けないでもよい場合は同一の世帯に住んでいて耕作名義だけを移す場合です。

許可の必要な場合は右の外全部ですが並べて見ると左記の通りです。

1. 自分の家で手不足のため貸付するとき。
2. 病人があつて治るまで貸付するとき。
8. 煙草など連作できないため交換して作る場合。
4. 借金のために代金のかわりに貸付するとき。

その他色々の理由がありますが、これらはみんな農業委員会の許可が必要です。では許可を受けない場合はどうでしようか。先ず農業経営を安心して行い発展しりつぱな農家になれるようにする農地法の保護が受られません。

1. 貸している人は所得税の申告の際耕作證明を求めても耕作台帳に貸付が登録されていないので減面積の証明がもらわれない。
2. 小作料がとれない場合も保護されない。
3. 貸借のことで争が出来たときは自分で裁判所へ訴えて高い金を使つて解決しなければならない。
1. 借りている人は地主より強制的に返還要求されても保護されない。
2. 高い小作料を取られても保護されない。

その他色々な問題についても許可がないと不利な状態となり安心して農業経営ができません。

◎解放農地の貸借について

農地改革で解放を受けた土地や解放受けた土地を買売にて買つた土地の貸付はふつうの農地とちがうのです。左の事項以外の理由は認められません。

国が買收することになつていますが左の理由で許可を受ければよいわけです。

1. 土地の所有者または世帯員の死亡
2. 疾病または負傷の療養
3. 就学
4. 公選による公職への就任
5. 昭和二十年八月十五日以前の召集徴用
6. 刑の執行によつて耕作出来ないとき。

右の理由であれは一時貸付が認められます。但し許可を受けないで解放地を貸借すると、国が買收します。又右の事由の以外では認められません。この事は北浦村でも大分多くあるようですので特に注意して一日も早く農業委員会の許可を受けて安心して耕作されるようおすゝめします。

◎小作地の転貸しについて

小作地のマタ貸しは地主の承認が必要であることは当然ですが右の(1)より(6)の事由以外では許可になりません。

以上が皆さんの大切な土地を貸したり借りたりするときの法律です。ごくかんたんですのでわかりにくいと思いますが、順を追つて機会ある度にお知らせいたします。

後日に争いの起きないために、充分理解されて該当の方は許可を受けて下さい。

◎お知らせ

「自作農貯蓄組合の仕事について」と云ふパンフレットが出来ましたので、受領してない班長さんは何時でも都合よい日に農業委員会事務局へ御出下さい。

（農業委員会事務局）

◇学校職員の異動

さる四月当初の学校職員の異動で欠員が出来ていた、山田小および三和小の職員が五月一日付にて左記のとおり新採の先生が着任になりました。

山田小　教諭　川又義雄（茨大卒）
山田小　教諭　小沼美智子（茨大卒）
三和小　仝　大塚勝男（茨大卒）

☆ゆうれい一家（住民登録届出励行巡回 7月1日～7日）

「この家はまだ住民登録がしてないんだ」

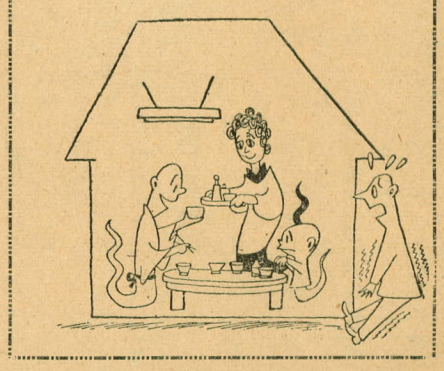

（戸籍だより）

◎出生の部（三月四月分）

字名	保護者名	出生子の名
繁昌	清恵	治
三和	広	実
行戸	英雄	友子
小貫	治男	秀子
山田	和男	豊
小幡	和正	吉
小貫	真之助	敏夫
小貫	高	輝美
繁昌	方	久保
小貫	波見	本沢
長栄	和夫	池田
吉田	節子	溝口
繁昌	ふく	松本
〃	行夫	中根
〃	茂木由紀子	坂田
成田	泰男	大堀
〃	郡司知恵子	
〃	横田英一	
〃	泰肇	
〃	豊島幸子	
〃	宮内泰雄	
〃	石崎美津江	
〃	高野やよ江	
〃	松下富美子	
繁昌	忠夫	治
小幡	岩雄	実
小貫	南高岡	
三和	茂	
三和	次木	
山田	一男	
行戸	広	
小貫	根本	博文
小貫	河野	淳一
小幡	上妻	珠希
繁昌	石崎美津江	
成田	高野やよ江	
〃	松下富美子	
南高岡	額賀	巳由
〃	境橋	義彦
行戸	近藤	郁子
小貫	塙	ひろみ
小貫	額賀	富雄
両宿	小貫	芳
両宿	内宿	守夫
両宿	行戸	逢
両宿	小貫	勉
内宿	重雄	
南高岡	皖	
小貫	行戸	浩助
小貫	南高岡	善衛
小幡	喜伝	正夫
繁昌	小貫	登
小幡	石橋	真理子
小貫	原	栄子
小貫	大場	恵美子
小幡	本沢	友江
小幡	下河辺	ゆき子
行戸	塙	幸子
小貫	久保	悦子
小貫	窪谷	せき
山田	国吉	義行
〃	源助	五郎
吉川	高柳	寛
小幡	方波見	守
小貫	友子	倚良
行戸	崇仁	俊夫
山田	鬼沢	和久
〃	由紀子	昌
吉川	富田	和正
行戸	前田	茂夫
小幡	磯山	彌
次木	斉藤	秀夫
両宿	菊地	利夫
南高岡	額賀	功汎
成田	関根	弘子
〃	松下	晟一
南高岡	成田	利明
〃	古内	光男
山田	勢司	君子
行戸	原	均
小貫	吉田	貞夫
小幡	細田	和枝
吉川	理香	芳雄
〃	耕作	与市
小貫	武田	真由美
繁昌	斉藤	英夫
〃	前田	孝行
小貫	本沢	友江
小幡	石橋	栄子
繁昌	原	真理子
小幡	大場	恵美子
小貫	下河辺	ゆき子
小貫	塙	幸子
行戸	久保	悦子
小貫	窪谷	せき
山田	高柳	崇仁
〃	方波見	友子
吉川	富田	倚良
小幡	鬼沢	由紀子
小貫	前田	和久
行戸	磯山	和正
山田	関根	芳雄
〃	原	吉田
小貫	細田	理香
繁昌	斉藤	力

◎婚姻の部（三月四月分）

新妻	豊島	よね
成田	関口	秀夫
山田	鈴木	さかえ
繁昌	酒井	和子
山田	井上	末夫
高柳	五郎	子
山野まさ子		
繁昌	宮崎	直衛
山田	本戸	益子
石橋	康男	
須賀	幹子	
白井	光一	
高山	克巳	
横瀬	英	
沼田	章	
高野	フサ子	
柏原	久隆	
柏原	チイ	
額賀	文雄	
槐	のぶ	
沼田	好雄	
横瀬	可江	
小林	幹明	
大川	洋子	
塙	作	
永	貞	
行戸	和正	
山田	勢司	代子
小堀	千	
小貫	秋	継
三和	勝子	
宮崎	武田	
沼田	可江	
山田	三和	
行戸	小貫	
三和		
南高岡	柏原	久隆
〃	柏原	チイ
三和	額賀	文雄